

一般社団法人 日本ろうあ者卓球協会 日本代表公式ユニフォーム着用に関する規程

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下「協会」という）が指定した、強化指定選手及び日本代表選手、スタッフが着用する、日本代表公式ユニフォームについて、次の通り規程を定める。

1 ユニフォーム

本規程における公式ユニフォームとは、協会から支給したジャージ上下、ゲームウェア上下、短パン、Tシャツ等を総称したものをいう。ここでは（一財）全日本ろうあ連盟から支給されるジャージ、ポロシャツ、短パン等は除く。

2 着用の規程

- (1) 強化指定選手及び日本代表選手、スタッフは、その自覚と誇りを持って、公式ユニフォームを着用すること。
- (2) 原則、強化指定選手及び日本代表選手、スタッフは、協会が派遣する大会や及び主催する事業において公式ユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 上記以外で着用する場合には、必ず事前に協会へ許可をとること。

3 保管

強化指定選手及び日本代表選手、スタッフは、支給された公式ユニフォームを常に清潔に保つように心がけること。また無断で廃棄をしてはならない。

4 禁止事項

- (1) 公式ユニフォームを第三者に譲渡、貸与ならびに売却をしてはならない。
- (2) 協会が承諾する以外の商標及びマーク等を、公式ユニフォームに付けてはならない。
- (3) 強化指定選手及び日本代表選手は協会の事前承諾なく第三者等の商業目的の宣伝活動に公式ユニフォームを着用して出演ならびに協力してはならない。
- (4) 公式ユニフォームに関することを、SNS等で情報発信してはならない。

5 届け出の義務

公式ユニフォームを紛失、盗難または破損した場合、速やかに協会へその旨を知らせること。

6 返却について

協会より、公式ユニフォームの返却の指示があった場合は、速やかに返却すること。

7 その他

本規程に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

8 改廃

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成31年4月21日より適用する。
2. この規程は、令和3年9月26日より改正施行する。